



# まちなかでの実店舗の開業に向けた チャレンジを応援します。

まちなかの空きスペースや公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する方を対象に、その出店に係る経費の一部を最大5万円を上限に補助金(補助率:2/3)を交付します。

## 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

※令和6年3月31日までに事業が完了し、支払いが完了となるものが対象です。

## 対象者

次に掲げる全ての条件に該当し、事業開始前に申請の上、審査の結果、採用となった方が対象です。

- ・ 対象区域(下記参照)でまちなかでの実店舗の開業に向けて、試験的に新たに商品やサービスを提供する方。
- ・ 空きスペース、空き時間、公共空間等を活用した出店であること。
- ・ 複数出店等のイベントへの参加出店ではないこと。

## 対象事業

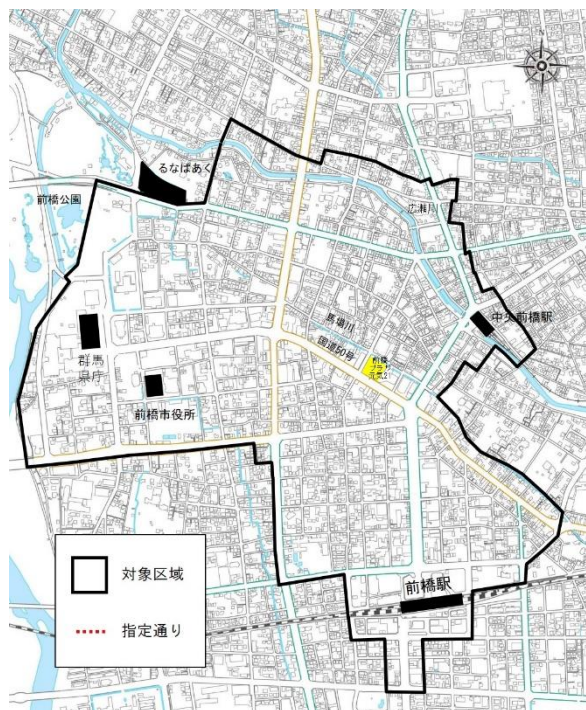
令和6年3月31日までに事業が完了し支払いが完了となるものでまちなかでの実店舗開業に向けた市場性の調査のために対象区域内でチャレンジ出店する事業。

- ・ 趣味で作っている作品が、商品として販売できるか試したい。
- ・ シェアキッチンを活用して、自分の料理の腕を試したい。

※出店できる場所は裏面を参照ください。

## 対象区域

前橋市アーバンデザイン  
策定区域内(約158ha)



## 対象経費

- ・ 出店料(電気料を含む)
- ・ 広告宣伝費
- ・ レンタル・リース料
- ・ その他出店に係る費用

※補助対象とならない経費

- ①補助金申請以前に発生した経費
- ②消費税等の公租公課
- ③事業に必要であると認められない経費

## 補助金額

補助対象経費(税抜額)の3分の2以内の額(千円未満切捨)で上限額は5万円までです。

お問い合わせ

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課

TEL: 027-210-2188 FAX: 027-237-0770

E-mail: nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

## スモールビジネスとは

本市では、まちづくりの指針である前橋市アーバンデザインを官民協働で策定し、まちなかにおける民間主体の取り組みを支援する体制を整えております。

実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的に、まちなかの空きスペースを活用して、チャレンジ出店することを「スモールビジネス」と定義し、まちなかでのチャレンジを積極的に支援します。

## まちなかでチャレンジできる場所のご紹介

中央イベント広場や前橋駅前など、まちなかの公共空間で、スモールビジネスにチャレンジできる場所があります。出店可能なスケジュールや出店料、出店に係る条件等、詳細は市ホームページ(右下QR)をご確認ください。

### 【主な出店場所】

- ・まちなか工房
- ・前橋中央通り
- ・広瀬川河畔小広場
- ・前橋駅北口ロータリー歩道上
- ・前橋駅北口駅前広場
- ・前橋駅北口けやき並木通り西側 …等



出店場所の紹介

### 【まちなかで活用できるスペースをお持ちの方へ】

本補助制度は、事業化を目指して、まちなかを舞台に一步踏み出す取り組みを支援しています。まちなかで空きスペースや営業していない時間等の活用できる場所をお持ちの方は、にぎわい商業課までご連絡ください。

## 【注意事項】

- ・ 予算額に達した時点で、受付を締切ります。
- ・ 補助事業の開始前に申請が必要です。
- ・ 業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。

その他詳しい条件等は令和5年度前橋市まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金要項をご確認ください。

## 補助金支払いまでの流れ

※交付要項・申請書は、前橋市HPからダウンロードできます。(表面右上のQR参照)

①事前相談(要件等の確認)

②交付申請書の提出

③書類審査

④交付決定

⑤事業実施(出店)

⑥事業完了、出店料等の支払い

⑦実績報告書の提出

⑧交付金額確定

⑨補助金の支払い

にぎわい商業課は前橋プラザ元気21の1階に事務所があります。お気軽にお越しください。

